

平成29年度 第5回宮古島市教育委員会（臨時会）議事日程

平成30年2月5日（月） 午後2時30分 開議
平良庁舎庁議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第37号 条例制定請求に係る意見書（案）について

日程第3 その他

意見書(案)

(教育委員会 H30.2.5)

宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統廃合計画の執行または中止の判断をする住民投票条例の制定請求が、請求代表者 国仲富美男 氏ら 21 名から提出されましたので「宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例」(以下「住民投票条例」という。)を議会に付議するにあたり、私の意見を述べさせていただきます。

はじめに、「宮古島市立学校規模適正化基本方針」(以下「基本方針」という。)の策定に関するこれまでの経緯を申し述べます。

宮古島市の学校規模適正化については、合併後、最初の宮古島市の町づくりの指針となる「第 1 次宮古島市次総合計画 平成 19～28 年度」で「近年の少子高齢化にともない小規模校が増加している現状にあります。そのため、学校規模の適正化について、検討を進めます。」と明示されている通り、「学校規模適正化」は、合併当初から本市の教育課題の重要なテーマであります。

課題解決を図るため、教育委員会では、平成 22 年 4 月に各地区代表・保護者代表・学校代表・有識者等で構成する「宮古島市学校規模適正化検討委員会」に諮問し、平成 23 年 3 月に答申を受け、同年 8 月に「基本方針」を決定しました。方針の発表後には適正化の対象となる 12 地区で説明会を開催し、地域住民・保護者の皆様から貴重な意見、要望等をお聞きし、宮古島市議会の場でも多くの議員から質問等もございました。教育委員会では、これらの意見・要望・質疑等を踏まえ、改めて学校規模適正化のたたき台を策定し、再度、対象地区への説明と意見交換を行い、平成 25 年 4 月に学校規模適正化の基本的な考え方の見直しがなされております。

その後、伊良部地区における学校規模適正化にかかる要請がなされたため、伊良部地区での説明会を再度開催し、地域の意見や要望等を伺い、平成 26 年 6 月に伊良部地区のみの見直しを行ない、現在の「宮古島市立学校規模適正化基本方針」になっております。

次に、これまでの学校規模適正化の取組について申し述べます。

基本方針に基づき、平成 26 年 4 月に来間中学校が下地中学校に統合され、平成 27 年 4 月には、宮原小学校が鏡原小学校に統合されました。

伊良部地区の小中一貫校は平成 28 年 12 月定例議会で設置条例が可決され現在平成 31 年 4 月開校に向け、着々と準備が進められております。

また、城辺地区の統合中学校については、平成 29 年 12 月定例議会において設置条例が可決され、平成 33 年 4 月開校に向けた取組みが開始されます。

学校の統合に当たっては、段階に応じて「統合計画策定委員会」や「統合協議会」

を設置しており、諸課題の解決に向けて、対象地区の自治会代表・保育所及び幼稚園の保護者代表、PTA役員、校長等の意見を集約しながら進めているところです。

次に、提案の住民投票条例案について意見を申し述べます。

1. 第3条第1項でいう新たな「統廃合計画」の策定は必要ないと考えております。学校規模適正化に関しては、宮古島市教育委員会において「宮古島市立学校規模適正化基本方針」があり、十分に機能していると考えております。

2. 第3条第2項における「住民投票の投票率によって変更されない」については、住民の意思を問うのであれば、有権者の過半数以上の賛成或いは反対が最低限の意思として示されることが望ましいと考えます。よって投票率に左右されないとするのは如何なものか。このような住民投票では異論のある住民が何回も同じテーマで住民投票を行うことが可能であり、その都度異なった結果が生ずる可能性があり、どの住民投票に行政は従えばよいのか等の混乱を招く可能性があります。

3. 第4条第2項でいう別表は単に賛成・反対の欄しか存在せず、条件付き賛成或いは条件付き反対の意思表示ができないこととなります。住民の意思を問うには不十分であり、乱暴な問いかけであると考えます。

4. 第5条で、住民投票の資格を持つ者は、学校区の地域に居住する者とするところから、各学区の住民に限定して当該学校ごとの統廃合の意思を問えと読めますがこの解釈の通りとするならば、この条例は宮古島市民による住民投票ではなく、学区内住民のみが意思表示を行うための住民投票であり、住民投票の目的を逸脱しているのではないかとの疑問が生じます。

そもそも学校は、宮古島市民全体の財産であり、宮古島市全体の利益を考慮して施政運営の方向を決定するのは議会であり、その議会決議を補完する為に行われるのが住民投票と考えられるからであります。市民全体の意見を排除し学校区内住民の意見に限定するのであれば、陳情や要請活動等によることが望ましいと考えます。

5. 第7条第1項住民投票の告示は、教育委員会が行うとはどういうことか真意が理解できません。住民投票の告示を行う市の機関は選挙管理委員会であるというのが通例であります。

最後に、先程も述べたように、伊良部地区の小中学校統合に伴う「小中一貫校の設置条例」や城辺地区の4中学校の統合に伴う「4中学校の統合校の設置条例」は議会において可決されおり、市民の代表たる宮古島市市議会において真摯な討論の上、すでに住民の意思は示されております。改めて住民投票で賛否を問う事は適当でないと

考えます。

文科省は「学校規模適正化に関する手引き」で、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、各市町村においては、学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれるとしており、住民投票で賛否を決するなら、これ以上の議論の余地はないという状況が発生することになります。「学校規模適正化に関する手引き」の趣旨からいっても適当でないと考えます。

従いまして、この住民投票条例を制定する必要はないと考えます。

以上、宮古島市小学校及び中学校の統廃合計画の執行または中止の判断をする住民投票条例の制定請求に係る私の意見を述べさせていただきました。

議員各位におかれましては、この住民投票条例案について慎重なるご審議と賢明なご判断を頂きますようお願い申し上げます。

平成30年2月 日

宮古島市長 下地敏彦

<参考>

住民投票条例請求の要旨で、文部科学省の「適正規模・適正配置に関する手引」からの引用文として、文部科学省の見解は「地理的要因や地域実情による小規模校の存続」を認め、「小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化する工夫が必要であります。」と明示されていることについて意見を述べます。

・引用されたとする文面は、確認できませんでしたが、「市町村の中には、様々な事情から学校統合によって適正化を進めることが困難な地域や、小規模校のまま存続させることが必要であると考えられる地域も存在するとし、「学校統合を選択しない主な場合」として、4つのケースを上げています。〈手引きP33〉

- ① 離島や山間部、豪雪地帯など、近隣の学校間の距離が遠すぎる、(バス通学で1時間以上係る)など、学校統合に伴いスクールバス等を導入しても安心安全な通学ができないと判断される場合。
- ② 学校統合を行った後に、更なる少子化の進展や地域の産業構造の変化等の事情により児童生徒数が減少するなど、安定的な通学可能な範囲で更なる学校統合を進めることが難しい場合。
- ③ 同一市町村内に一つずつしか小・中学校がなく、かつ既に当該小・中学校が併置されていたり、小中一貫校が導入されていたりするなど、当該市町村内で統合による学校規模の適正化を進めることが不可能な場合。
- ④ 学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合。

宮古島市の各地域においては、4つのケースに該当するような地域はないと考えます。

従って、学校規模適正化により、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指すべきであると判断しています。

また、平成28年5月1日現在、宮古島市の学校数を児童・生徒数1,000人当たりの指数で県内10市と比してみた場合。

- 小学校は、県平均2.48校に対し宮古島市5.56校と約2.2倍。
- 中学校は、県平均2.59校に対し、宮古島市9.12校と約3.5倍。といった現状にあります。